

EUの環境管理監査制度（EMAS）の概要

EU 環境管理監査制度（EMAS）への事業者の自発的参加を認める欧州閣僚理事会及び欧州委員会の規則 EC 761/2001（2001年3月19日）

1. EMAS の目的

- ・ 企業による環境管理の仕組みの制定、実施、及びその体系的、客観的、定期的評価
- ・ 環境評価の情報公開
- ・ 企業従業員の積極的な参加

2. EMAS への参加

- ・ 環境パフォーマンス全般の改善に取り組む組織が参加できる。
- ・ 登録するためには、環境管理の仕組みの制定、環境監査の実施、環境声明書の作成・公表を実行しなければならない。

3. 環境声明書

- ・ 環境声明書の目的は、組織が環境に及ぼす影響と、その環境パフォーマンスについての情報を、一般に提供することである。
- ・ 組織は、環境認証人により認証された時点で管轄機関へ提出し、一般に公開されるようにする。
- ・ 環境声明書に記載する最低限の項目
 - 組織の活動、製品、サービス
 - 組織の環境政策、環境管理システム
 - 深刻な環境打撃を招く直接的、間接的な環境側面、及び環境側面に関する影響
 - 重大な環境側面や環境への影響に関連する環境目的、環境目標
 - 深刻な環境影響を考慮した環境目的や環境目標に対する組織活動について入手可能なデータ
： 汚染の排出量、廃棄物の発生量、原材料・エネルギー・水の消費量、騒音等
 - 環境パフォーマンスに関する他の事項
 - 環境認証人の氏名、認証番号、認証日
- ・ 上記の情報は、毎年更新し、変更があれば環境認証人の認証を受ける。

4. 認証システム、管轄機関

- ・ 各加盟国は独立性、中立性を保証された環境認証人の認定及び監督のための制度を確立する。
- ・ 各加盟国は規則に規定される実務を行う独立性、中立性を有する管轄機関を指定する。
- ・ 全ての管轄機関からなるフォーラムを発足させ、EMAS 規則の規定に関する共通の理解と適用を確保し、規則実施の一貫性を図る。

5. 環境認証人

- ・ 環境認証人は、以下のことを調査する。
 - 規則の全要件、特に初回の環境レビュー、環境管理システム、環境監査結果、環境声明書の遵守

- 環境声明書及び環境情報の信頼性、正確性
- ・ 環境認証人は、36 ヶ月を越えない期間内で全ての事項を認証する。また、環境声明書は 12 ヶ月を越えない期間内で更新された情報を認証する。

6 . 組織の登録

- ・ 組織の登録は管轄機関が行う。
- ・ 管轄機関は、組織から環境声明書、その他のドキュメント、登録料を受領し、規則の要件に適合している場合は、登録番号を付与し、登録簿に記載する。

7 . ログマーク

- ・ EMAS に登録する組織は、EMAS のログマークの使用が認められる。
- ・ ログマークは、環境声明書や、レターヘッド、製品・サービスの広告などへの使用が認められる。

8 . 国際規格との関係

- ・ EMAS に準拠する国際規格等で認証された組織は、EMAS の要件を満たしているとみなされる。

9 . 組織の参加促進

- ・ 加盟国は、EMAS への組織、特に中小企業の参加を促進する施策を講じなければならない。
例：情報や公的機関等へのアクセスを容易にしたり、リーズナブルな登録料の設定等

10 . 周知

- ・ 加盟国は組織に規則の内容を通知する。
- ・ 加盟国は、広く一般に EMAS の目的、基本構成について周知する。

11 . 改正

- ・ 規則は発効後 5 年以内に、規則の運用と国際的な動向を踏まえて再検討し、必要に応じ改正する。

EU 環境管理・監査制度(EMAS)への企業の自発的参加を認める欧州閣僚理事会及び欧州委員会(2001年3月19日)の規則(EC)No.761/2001

修正案:

301H 0 680 (OJ L 247 2001年9月17日 P.1) 参照

内容:

EU 環境管理・監査制度(EMAS)への企業の自発的参加を認める欧州閣僚理事会及び欧州委員会(2001年3月19日)の規則(EC)No.761/2001

欧州閣僚理事会及び欧州委員会は

EU 設立条約、特に 175 条(1)、

委員会(1)の提案、

経済、社会委員会(2)の意見、

について地域委員会との話し合いの後、条約(3)第 251 条上の手順に従い、2000 年 12 月 20 日の調停委員会に認証された共同文書に照らし合わせ実施する。

前文:

- (1) 条約の第 2 条は、EU が EU 全地域に渡り持続可能な成長を保持すると規定している。また、1993 年 2 月 1 日の決議ではこういった持続可能な成長が重要だと強調されている。
- (2) 欧州委員会が提示した「持続可能性に向けて」という計画は 1993 年 2 月 1 日の決議で全般のアプローチについては承認された。この計画は EU の経済強化と環境保護のために必要な組織の役割と義務が強調されている。
- (3) 「持続可能性に向けて」計画は環境保護分野での規制範囲を広げること、そして市場の仕組みを利用することにより、他の環境関連規定の要求を飛び越えて、組織が当分野で先進的アプローチを採択することを要求している。
- (4) 環境分野では、EU レベルで練られた法案内で首尾一貫したアプローチを欧州委員会は促進していくべきである。
- (5) EU の環境管理・監査制度(EMAS)への産業分野の企業による自主的な参加を認める閣僚理事会規則(5)(ECC)(No.1836/93, 1993年6月29日公布)では、産業における環境評価の改善促進に関する効果を説明している。
- (6) 規則(EEC:1836/93)の実践より得られた経験は EU の環境管理・監査制度(EMAS)の可能性を強化するために生かされるべきである。そうすれば、組織の環境評価全般の向上につながる。
- (7) 環境に影響のある全組織が EMAS を入手できるようにし、環境の管理方法、環境評価全般を改善させるための方法を提供できるようにする。
- (8) 条約第 5 条にあるサブシディアリティーと釣り合いの原理と同じく、欧州における環境評価の改善のための EMAS の効果は EU 地域といった限定地域内でより発揮されるものである。
- (9) 組織は EMAS への自発的な参加が求められている。そうすれば、規則的管理、コスト削減、公的

イメージにおいての価値が高まるであろう。

- (10) 中小企業が EMAS へ参加すること、そして情報、既存の支援基金、公的機関へのアクセス簡素化、技術援助指針の設立、促進を奨励することが重要である。
- (11) 加盟国からの情報は、EMAS への組織参加（特に中小企業の参加）の増長を目的とした特別指針制定の必要性を査定するために、欧州委員会が活用すべきである。
- (12) 管理制度や監査システム、環境声明が規則の関連要求事項に合致すると立証された場合、また公認の立証者が環境声明、次の更新を批准した場合に環境管理制度を実施する組織の透明性と信用性は、高まる。
- (13) 環境立証者の権限の確立、確実な向上は必要である。そのためには独立した中立的立場の認定制度、再訓練、評価の適切な監視が必要となる。そうすることにより EMAS の信用性全般は確実なものとなっていくのである。
- (14) 組織は継続的に環境声明を作成し、公にして、一般に、そして利害団体に対して、自身の環境評価に関する情報を提供することが求められている。
- (15) 加盟国は EMAS へ参加する組織を増やすための案を作成することができる。
- (16) 欧州委員会は候補国受け入れるべく、EMAS 参加に必要な仕組みの設立において技術援助を提供する。
- (17) 環境管理制度の全般の要望に加え、EMAS は次の要素に、重点を置いている。
「法的追従」、「環境評価の向上」、「外交」、「従業員の参加」
- (18) 欧州委員会はこの規則に付属資料（付属資料 を除き）を添付すれば、EMAS 関連の環境問題に対する欧州基準、国際基準を理解させることができる。加盟国全域で EMAS の要求を継続的に実施するために EMAS に興味のある国と協力し、ガイドラインを策定することもできる。このガイドラインを作る際には、欧州委員会は EU の環境面の政策、特に EU の議会、関連する国際規定について説明を提示すべきである。
- (19) 当規則実施に必要な指針は、欧州委員会で協議された権限行使の手続きが提示されている閣僚理事会決定 EC1999/468（1999 年 6 月 28 日）に従って採択される。
- (20) 当規則は、施行後しばらくの間で得た経験を踏まえた上で、必要があれば、改定することができる。
- (21) 欧州の機関は当規則にある原則に従う努力をしなければならない。
- (22) 当規則は、無効となった規則（EEC）1836/93 に代わるものである。

当規則を採択する。

第 1 条（環境管理・監査制度、目的）

- 1．企業の自発的参加を認める EU 環境管理・監査システム（以後、「EMAS」）はここに企業の環境評価の評価・改善、一般又は利害関係者へ向けての関連情報の提供を求め制定される。
- 2．EMAS の目的は、企業の環境評価の継続的改善を推進することである。そのための手段として：
 - (a) 付属資料 にあるように企業による環境管理制度の設立と実施
 - (b) 付属資料 にある当制度の評価の体系的、客観的、定期的評価
 - (c) 環境評価に対する情報提供、一般、利害関係者との開かれた対話

- (d) 企業従業員の積極的な参加、適当な初期訓練、上級訓練により、(a)の課題である積極的参加を可能にする。

第2条(定義)

当規則の適用に関して：

- (a) 「環境政策」とは、組織全体の目標であり、活動の原則である。環境に関する全規則の要求に応じ、環境評価の継続的改善も約束している。環境政策は環境目的と環境目標を設定、再検討する際の枠組みとなっている。
- (b) 「環境評価の継続的改善」とは、活動強化の年々の過程、環境政策、環境目的、環境目標を元にした企業の環境管理に関する測定可能な環境管理システムの結果を示している。結果の向上は、必ずしも、全領域が同時に行われるべきことではない。
- (c) 「環境評価」とは、環境面での企業管理の結果を指している。
- (d) 「汚染物質の放出防止」とは、汚染物質の放出を防止、削減、抑制するための手段、実践、素材、物質などに関することである。リサイクル、取り扱い方、作業工程の変更、抑制方法、原料の効率的な使用法、素材の代替活用が含まれている。
- (e) 「環境の再検討」とは、企業活動による環境問題、影響、パフォーマンスに対する初期の全体分析のことである。(付属資料)
- (f) 「環境側面」とは、環境と相互に影響を与え得る企業活動、製品、サービスの要素のことを示している。重大な環境影響を与えている、もしくは与えうる環境の側面のことを重大な環境側面という。(付属資料)
- (g) 「環境影響」とは、有害、有益、部分的、全体的に関わらず、企業活動、製品、サービスの結果として生じるあらゆる環境変化のことを意味する。
- (h) 「環境計画」とは環境に関する目的・目標の達成のために使用される方針(義務・手段)や目的・目標達成の期限が記述されているものである。
- (i) 「環境目的」とは、企業が自ら定める統括的な目標のことで、環境方針から導き出され、できる限り数値化されたものである。
- (j) 「環境目標」とは、どのような環境パフォーマンスを目指すかを示すの具体的な仕様で、環境目的から導き出され、環境目的を達成するために定められ、可能な限り数値化されたもの。企業全体でなく、一部に適用されることもある。
- (k) 「環境管理システム」とは、全管理システムの一部を示している。これには、環境政策の発展、実施、達成、再検討、維持のために必要な組織構成、企業活動、責任体制、実践、手順、過程、経営資源といった要素が含まれている。
- (l) 「環境監査」とは、企業の活動、管理システム、管理過程を体系的、記録的、定期的、客観的に評価を導き出す手段であり、環境保護のために考えられている。
- (m) 「監査サイクル」とは、企業内の全活動を監査するのに要する期間のことである。
- (n) 「監査人」とは、個人である場合、チームである場合がある。組織に属している場合もあるし、組織外からの場合もある。組織の幹部に代わって活動し、個々に、全体的に付属資料 の 2.4 にある資格を保持する。客観的判断のために監査活動できるように十分な独立した立場である。
- (o) 「環境声明」とは、付属資料 の 3.2 (a) ~ (g) の詳細な情報のことを意味している。

- (p) 「利害関係者」とは、企業の環境パフォーマンスに関係し、また影響を受ける個人又は団体である。
- (q) 「環境認証人」とは、条約第 4 条の条件、手順に従い、認定する権利を持つ。認証される組織から独立した個人又は組織である。
- (r) 「認証システム」とは、認定システム、環境認証人の監視を意味している。加盟国（認証機関）により設立された公平な機関、企業により十分な素材、権限を持ち、運営されている。規則に定義されている機能を実践するために適切な手段を保持している。
- (s) 「組織」とは、会社、事業体、企業、機関、行政官庁、協会などの一つの組織単位、又はこれらの一部や複合体（例えば、工業団地など）であって、法人か否か、公共か民間かは問わず、独自の職務と管理組織を持つものである。EMAS において一組織として登録されるためには欧州委員会のガイダンスを考慮しながら、第 14 条（2）の手順に従い設立された管轄機関である環境認証人の同意が必要である。なお、1 加盟国の領域を越えることはない。最小組織を 1 サイトと考える。第 14 条（2）にある手順に従い委員会により認識された例外的な状況では、EMAS において登録される組織は 1 サイトよりも小さく、独自の組織の補助的部署である場合もある。なお、ある企業が工場をいくつか持っているように、複数の事業単位を持つ企業においては、ひとつの事業単位を組織としても良い。
- (t) 「サイト」とは、活動、製品、サービスを提供する組織が管理する地理的に明確な位置にある土地のことである。ここには全ての基礎構造、設備、材料が含まれている。
- (u) 「管轄機関」とは、加盟国が任命する機関であり、国、地域、地方を問わず第 5 条に従っている。この規則で明示された任務を遂行する。

第 3 条（EMAS への参加）

1. EMAS は環境パフォーマンス全般の改善に取り組む組織に開放される。
2. 組織が EMAS に登録されるには、以下を実行しなければならない。
 - (a) 付属資料 1 にある問題を扱う付属資料 2 に従って企業自体の活動、製品、サービスについて見直しを図り、その見直しの結果を考慮しなければならない。この規則の付属資料 I において説明されたすべての要素を対象とする環境管理制度を実行しなければならない。認証環境管理制度を持ち、第 9 条の要件に従って認定される組織は、EMAS を実施するときに正式な初回環境レビューを実施する必要はない。ただしそれは、付属資料 2 の環境側面の識別と評価に必要な情報が、保証された環境管理制度から提供される場合に限る。
 - (b) この規則の付属資料 2 の要件に応じた環境の監査を実行するか、又は実行させなければならない。監査は、組織の環境パフォーマンスを評価するために考案しなければならない。
 - (c) 付属資料 2 の 3.2 に従って環境声明を作成しなければならない。環境声明は、その環境目的、環境目標に対する組織の履行、また環境パフォーマンスの改善続行に必要な要素に特に注意を払い、利害関係者の情報の必要性について考慮することが望ましい。
 - (d) 適切であれば、環境レビュー、また管理システム、監査手続き、それらが規則の関連要件と有効な環境声明に適合することを立証し、それが付属資料 3.2 の要件を満たすことを証明しなければならない。
 - (e) 加盟国の管轄機関に有効な環境声明を、その組織が所在している場所に送付し、登録後、一般に

利用できるようにしなければならない。

3. EMAS への登録を維持するためには、

- (a) 環境管理制度及び付属資料 の 5.6 に従って有効な監査プログラムを持たなければならない。
- (b) 毎年更新された有効な環境声明を管轄機関へ発送し、その環境声明を一般に利用できるようにしなければならない。環境管理制度に変更がない場合、委員会の勧告 96/280/EC (7) によれば、特に小規模な組織、企業は頻繁な更新を回避する場合、第 14 条(2)の手順に沿った欧州委員会ガイダンスの条件に従えばよい。

第 4 条 (認証システム)

- 1. 加盟国は独立した環境認証人の認定とその活動の監督のために制度を確立しなければならない。この最後に、加盟国は既存の認証施設すなわち第 5 条に明記される管轄機関を利用するか、又は、適切な地位にあるその他の法人を指定もしくは設立してもよい。加盟国は、これらの制度が、その任務の実施において独立性と中立性を保証するように確保しなければならない。
- 2. 加盟国はこの規則が効力をもった日より 12 ヶ月以内に完全に運用されることを保証しなければならない。
- 3. 加盟国は認証システムの制定及び指揮の際に、関連する団体の適切な協議を保証しなければならない。
- 4. 環境認証人の認定及びその活動の監督は、付属資料 の要件に従わなければならない。
- 5. 一加盟国で認定された環境認証人は第 5 条の要件に従って、他の加盟国の認定を行うこともある。認定活動の実施は加盟国に報告されなければならない。認定活動は後述の認証システムにより監督されることになる。
- 6. 加盟国は、本条に従って講じられる措置を欧州委員会に報告し、認証制度の構造及び手続きに関連する変更を通知しなければならない。
- 7. 欧州委員会は第 14 条に定められる手続きに従って、加盟国間の協力を促進する。その協力では、環境認証人の認定、監督を行う行政管轄機関が環境認証人の品質保持するために活用する判定基準、条件、手順の間の矛盾を避けることを目的としている。
- 8. 全ての管轄機関から成るフォーラムは、段落(7)に基づく義務を遂行するための要素及び手段を欧州委員会に提供することを目的とする管轄機関によって設立されなければならない。このフォーラムは必要に応じて、欧州委員会の代表者出席のもと、最低 1 年に 1 回開催されなければならない。環境認証人の認定、権利、監督における問題に関する手引きを展開させるものとする。出来上がった手引書は第 14 条(2)の手順に従うものとする。

全加盟国の管轄機関の機能及び検証プロセスを確実な調和の上に発展させるために、フォーラムは、対等な検討プロセスに向けた手順を作成しなければならない。対等な検討の目的は、加盟国の認証システムがこの規則の要件に適合するかを確認することである。対等な検討活動の報告は、欧州委員会に送付される。

第 5 条 (管轄機関)

- 1. この規則が発効してから 3 ヶ月以内に各加盟国はこの規則の特に第 6 条及び第 7 条で示される任務の実行を管轄する管轄機関を指定しなければならない、またそれを欧州委員会に報告しなければならない。

ない。

2. 加盟国は、適格な組織がその独立及び中立性を保証するように、また管轄機関が一定の方法でこの規則の条項を適用できるように、保証しなければならない。
3. 加盟国は、組織の登録の一時停止及び抹消のためのガイドラインを制定し、管轄機関で使用しなければならない。管轄機関は、特に以下の手続きを行うものとする。
 - 登録組織に関して利害関係のある当事者による監視のための手続き
 - 組織の登録、抹消又は一時停止を拒否するための手続き
4. 管轄機関は、EMAS に対して組織の登録に責任を持たなければならない。このため、登録簿への組織の加入及び維持を管理しなければならない。
5. 全加盟国の管轄機関は、少なくとも年 1 回は、欧州委員会の代表者出席の下で、会合を開かなければならない。この会議の目的は、EMAS に対する登録の一時停止及び抹消を含む組織の登録手続きをすることに関する手続きを確実に一定にするためのものである。対等の検証プロセスは、管轄機関の登録に対する実践的アプローチの共通理解を醸成するために適宜管轄機関によって行われる。対等の検証活動の報告は、欧州委員会に送り、第 14 条(1)で規定する委員会への情報として報告するとともに、一般に利用できるようにする。

第 6 条（組織の登録）

組織の登録は以下の例を基本として、管轄機関により処理されるものとする。

1. 管轄機関が、
 - 有効な環境声明を受領した場合、
 - 組織から少なくとも、付属資料 にある最小限の情報を含む完全な文書を受領した場合、
 - 第 16 条の下、支払い可能な登録料を受領した場合、
 - 受領した物証に基づき、特に関連環境規則に関する組織の追従を考慮した管轄機関からの質疑を通して、組織がこの規則の全要件に適合することを確信した場合には、出願組織を登録し、登録番号を与えなければならない。管轄機関は組織が登録簿に記載されたことを組織の管理者に通知しなければならない。
2. 管轄機関が監督報告書を認証機関より受領した際、認証人の活動がこの規則の要件を満たしていないと出願組織に判断された場合には、EMAS による保証、資格が確定されるまで登録を凍結、拒否しなければならない。
3. 組織が要求された 3 ヶ月以内に管轄機関へ
 - 環境声明の毎年の有効な更新、
 - 付属資料 にある組織からの最小限の情報を含む、完全な文書、
 - 関連登録料金、の提出を行えなかった場合、組織は、不履行の性質、許容範囲から判断し、適当と判断されれば、登録の凍結、もしくは解除される。管轄機関は組織の管理者へ措置の理由を通知しなければならない。
4. 受領した証拠に基づいて、組織が規則にある 1 つ以上の条件を遵守していないと管轄機関により判断された場合はいかなる時も、その不履行の性質、許容範囲から判断し、適宜登録からの凍結、抹消される。管轄機関は、環境保護関連の規制要件に関して組織が違反を犯したとの報告を執行当局より受けた場合、その組織の登録を拒否、又は適宜、登録の凍結を行わなければならない。

- 5．登録の拒否、登録の凍結、抹消が行われる場合、決定に際しての証拠の要素を管轄機関に提供するために、適当な利害団体との話し合いがなされなければならない。管轄機関は措置に関する理由、執行当局との議論過程を組織の管理者に通知しなければならない。
- 6．その組織が EMAS の規則に従っている、又は違反が修復され、二度と違反を起こさない十分な対応がなされたらと執行当局より管轄機関が明確な通知を受けた場合、登録の拒否、凍結が解除される。

第 7 条（登録組織及び環境認証人のリスト）

- 1．認証機関は各加盟国で環境認証人のリスト、認証範囲を設定、改訂、更新し、直接、又は関連加盟国により決定される国家機関を通して、欧州委員会と管轄機関へリスト上の変更点について毎月、連絡しなければならない。
- 2．管轄機関は、各加盟国で登録された組織のリストを作成、維持し、月ごとにリストの更新をしなければならない。管轄機関は直接又は、関連加盟国により決定される国家機関を通して、欧州委員会へリスト上の変更点について、毎月連絡しなければならない。経済関連部署と代理地方団体のネットワークの範囲内での情報交換システムを設定する場合もある。
- 3．環境認証人の登録及び EMAS に登録された組織は欧州委員会が保持し、一般に利用されなければならない。

第 8 条（ロゴ）

- 1．EMAS 加盟組織は、現在 EMAS に登録していれば、付属資料 にあるロゴの使用が認められる。ロゴの複製に関する技術仕様は第 14 条の手順に従い、欧州委員会により発行されなければならない。
- 2．EMAS のロゴは、以下の条件に限り組織の使用が認められる。
 - (a) 付属資料 の 3.5 に合致した有効な情報。その情報は環境製品のラベルと混乱を避けなければならないという第 14 条の手順により採択された委員会指針で認識されるものでなければならない。（付属資料 のバージョン 2 のロゴがこの場合は使用される）
 - (b) 有効な環境声明（付属資料 のバージョン 2 のロゴがこの場合は使用される）
 - (c) 登録組織のレターヘッド（付属資料 のバージョン 1 のロゴがこの場合は使用される）
 - (d) EMAS への組織の参加を宣伝する情報。（付属資料 のバージョン 1 のロゴがこの場合は使用される）
 - (e) 製品、活動、サービスの広告。ただし、環境製品のラベルと混乱しないようにという第 14 条の手順により採択された委員会指針で認識されるものでなければならない。
- 3．以下の場合、ロゴの使用は認められない。
 - (a) 製品、又はそのパッケージ上
 - (b) 他組織の製品、活動及びサービスに関する比較表現としての使用ただし、欧州委員会は第 15 条(3)で提示されている評価にもあるように、ロゴが使用されうる例外的な状況を考慮しなければならない。こういった場合は環境製品ラベルと誤解を招くことのないようにという第 14 条(2)の手順に従い、規則を適応しなければならない。

第 9 条（欧州規格及び国際規格との関係）

- 1．EMAS に関連した環境問題に対する欧州規格、国際規格を実施し、適切な認証手続きに従ってそう

した規格に準拠していると認証された組織は規則の要件を満たしているものとみなされる。ただし、以下の場合に限られる。

(a) 規格が、第 14 条(2)の手順に従って欧州委員会に認定されること

(b) 認証機関への認証条件が第 14 条(2)の手順に従って欧州委員会に認定されること

認定された規格の内容（規格が適用される EMAS の関連箇所も含む）と認定された認証条件は欧州委員会の官報で公表しなければならない。

2. 段落 1 に記述のある組織を EMAS に登録するためには、関連組織認定された規格にはない要件に従って環境認証人への主張を行う必要がある。

第 10 条（EU の他の環境法との関係）

1. EMAS は以下の点に対して偏見があってはならない。

(a) EU の法

(b) EU の法に支配を受けていない国の法律、技術規格

(c) 環境管理に関する上記の法、規格下にある組織の義務

2. 加盟国は、組織と管轄機関による努力の無意味な模倣を回避するために、環境法実施、行使にあたって、この規則に沿った EMAS への登録がどう考慮されるかを熟慮しなければならない。

加盟国はこれらに関する方針を欧州委員会へ報告しなければならない。欧州委員会は加盟国より得た情報を欧州議会、そして閣僚理事会へできる限り早急に、少なくとも 3 年ごとに発信しなければならない。

第 11 条（組織、特に中小企業の参加促進）

1. 加盟国は EMAS への組織参加を促進し、以下により、特に中小企業の参加を確定する必要性を考慮しなければならない。

- 情報、支援基金、公的機関、公的調達へのアクセスを容易にする。この際、公的調達を管理する EU の規定に偏見を持たずにしなければならない。

- 適切な専門家又は現地連絡先（例えば、地方管轄機関、商工会議所、商社、民芸協会）からのイニシアチブに関して、技術支援策を確立、促進しなければならない。

- 参加を高めるリーズナブルな登録料を設定しなければならない。

ある一部の地域に集中している中小企業も含め、中小企業の参加促進を図るため、現地当局は、産業組合、商工会議所、利害組織の参加を得て、環境が受ける大影響の確定に向け、支援を与えることができる。これを受け、中小企業は自身の環境計画を確定し、EMAS 管理システムの目的、目標を設定することができる。加えて、中小企業の参加促進のために確立された計画、例えば、結果的には EMAS への登録に結びついていく「徐々に進める方法」のような計画は、地域レベル、又は国家レベルで展開されている。加盟組織、特に小規模企業にとっての無意味な事務負担を回避して、このシステムは運営されなければならない。

2. EMAS への企業参加を促進するために、欧州委員会、現地機関、そして国家レベルの管轄機関は、調達方針の基準を設定する際に、EMAS への登録がどう考慮されるかを熟慮しなければならない。

3. 加盟国は本条に基づく措置に関して欧州委員会へ報告しなければならない。欧州委員会は加盟国からの情報を欧州議会と閣僚理事会へ出来る限り早急に、少なくとも 3 年ごとに報告しなければならない。

い。

第 12 条 (情報)

1. 各加盟国は以下の点について保証しなければならない。

(a) 組織にこの規則の内容を通知すること。

(b) 公衆に EMAS の目的、基本構成要素について通知すること。

加盟国は、必要に応じて、他の加盟国、産業組合、消費者団体、環境機関、商業組合、現地当局との、またそれら団体間における協力の下、特に専門刊行物、地方紙、促進キャンペーン他、あらゆる機能的手段を用いて EMAS を一般に認識させなければならない。

2. 加盟国は本条に応じた措置を欧州委員会に報告しなければならない。

3. 欧州委員会は EU における EMAS の推進活動を管轄している。特に第 14 条(1)で記述されている委員会のメンバーとの話し合いにより、適当な方法、手段により最適な慣例を行き渡らせるための可能性を検討しなければならない。

第 13 条 (侵害)

加盟国はこの規則の条項を遵守しない場合には適当な法的、行政的措置を講じるとともにこれらの措置を欧州委員会に通知しなければならない。

第 14 条 (委員会)

1. 欧州委員会は、委員会によって支援される。

2. 第 8 条の規定に関して、決定 (1999/468/EC) の第 5 条と第 7 条が適用される時に、当段落は参照される。

3. 委員会は手続きの規則を採択しなければならない。

第 15 条 (改正)

1. 欧州委員会は EMAS の発行後 5 年以内にその運用と国際的な展開を通じて得られた経験に基づき、この規則 (EMAS) を再検討し、必要に応じて欧州議会と閣僚理事会に適当な改正案を提出しなければならない。

2. 付属資料を除いて、この規則の全付属資料は、EMAS 運用で得た経験に基づき、また EMAS の条件のガイダンスに対して認識された必要性に応じて、第 14 条 (2) の手順に従って、欧州委員会で改訂されている。

3. 当規則発行後 5 年以内に欧州委員会は加盟国の協力の下、公衆他、利害団体の EMAS ロゴの使用、承認、理解について特に評価し、ロゴの改訂、ロゴ使用条件の改訂を判断しなければならない。

第 16 条 (コスト及び料金)

1. 加盟国の設定した様式に従った料金体系は、組織の登録手順、環境認証人の認定、監督の伴い生じる管理費と EMAS の他の費用によって設定されている。

2. 加盟国は本条に基づいた措置を欧州委員会に通知しなければならない。

第 17 条 (規則 EEC No.1836/93 の廃止)

- 1 . 規則 EEC No.1836/93 は当規則の発行日をもって、本条の段落 2 から 5 の条件のもと、廃止されるものとする。
- 2 . 規則 EEC No.1836/93 に準じて設定された公認システム、管轄機関は引き続き有効であるとする。加盟国は当規則に応じた条項の下、認証システムや管轄機関によって実践される手続きを改正するものとする。加盟国はこれらのシステムが当規則発行後 12 ヶ月以内に、完全に運営されることを保証しなければならない。
- 3 . 規則 EEC No.1836/93 により認定された環境認証人は、当規則の条件に従って活動を続けることが出来るものとする。
- 4 . 規則 EEC No.1836/93 により登録されたサイトは EMAS 登録簿に残るものとする。当規則の新たな要件は、次のサイト検証時に検討することとする。次の検証日は、環境認証人と管轄機関との合意の上、6 ヶ月まで延期することができる。
- 5 . 規則 EEC No.1836/93 の第 14 条に従い認定された認証機関、管轄機関が環境認証人と登録サイトが規則 EECNo.1836/93 の条件全てを満たしており、それを欧州委員会に報告するのであれば、段落 3 と 4 は、こういった (規則 EEC No.1836/93 の第 14 条に従い認定された) 環境認証人や登録されたサイトに対しても適用することができる。

第 18 条 (発効)

当規則は欧州委員会の官報刊行後 3 日目に発効されるものとする。

当規則は全てにおいて拘束力を有し、全加盟国に直接適用できるものとする。

ブリュッセルにて 2001 年 3 月 19 日

欧州議会

議長 N. Fontaine

閣僚理事会

理事長 A. Lindh

- (1) OJC 400, 22.12.1998, p.7 and OJC 212 E, 25. 7. 2000, p. 1.
- (2) OJC 209, 22. 7. 1999, p. 43.
- (3) Opinion of the European Parliament of 15 April 1999 (OJC 219, 30. 7. 1999, p. 385), confirmed on 6 May 1999 Decision of the European Parliament of 6 July 2000(not yet published in the Official Journal). Decision of the European Parliament of 14 February 2001 and Decision of the Council of 12 February 2001.
- (4) Resolution of the Council and the representatives of the Government of the Member States, meeting within the Council of 1 February 1993 on a Community programme of policy and action in relation to the environment and sustainable development(OJC138, 17. 5. 1993, p. 1).
- (5) OJL 168, 19. 7. 1993, p. 1,

(6) OJL 184, 17. 7. 1999, p. 23,

(7) OJL 107, 30. 4. 1996, p. 4.

付属資料

A . 環境管理システムの要件

環境管理システムは、環境管理制度に関する ISO14001:1996 の国際規格のセクション 4 に従って実施されるものとする。

- A 環境管理システムの要件

- A.1. 総合要件

組織は当付属資料に記述されている環境管理システム、要件を設定し、維持しなければならない。

- A.2.環境政策

管理部門の幹部は組織の環境政策を明確にし、以下の点に関して、認証しなければならない。

- (a) 組織の活動、製品、サービスの性質、規模、環境への影響が適当であること。
- (b) 汚染防止、継続的な改善を約束すること。
- (c) 関連環境法、環境規則、また組織が同意する要件に従うことを約束すること。
- (d) 環境目的、そして環境目標の設定、再検討に対する枠組みの提供。
- (e) 全従業員に対して、文書化すること、実践すること、維持すること、対話を行うこと。
- (f) 一般に利用できるようにすること。

- A.3. 計画

- A.3. 環境側面

組織は活動、製品、サービスの環境側面を認識するために手順を設定し、維持しなければならない。そうすれば、環境に大きな影響を及ぼすものを確定するために、影響を予測し、管理することができる。組織は、大きな影響に関する側面について、環境目的の設定する際に考慮しなければならない。

組織はこの情報について更新しつづけなければならない。

- A.3.2. 法的要件、他の要件

組織は組織が認証する法的、又は他の要件へのアクセスを認識するために手順を設定、維持しなければならない。活動、製品、サービスの環境側面にも適用可能である。

- A.3.3 . 目的と目標

組織は、組織内の各関連機関、各レベルにおいて、文書化された環境目的と環境目標とを設定、維持しなければならない。

目的を設定、再検討する場合、組織は、法的、その他の要件、大きな環境側面、技術的オプション、経済面、運営面、営業面での要件、利害団体の見解について、考慮しなければならない。

目的や目標は汚染防止の約定も含め、環境政策と合致していなければならない。

- A.3.4. 環境管理プログラム

組織は目的や目標達成のためにプログラムを設定、維持しなければならない。以下の点を含む

- (a) 組織の各関係部署、関係レベルにおける目的目標達成のため任務を命じる。
- (b) 達成への手段、期間

新たな展開、新たなもしくは改正された活動、製品、サービスプログラムに関するプロジェクトであれば、環境管理が適用されると確定できる点において、修正がなされなければならない。

- A.4. 実行と運営

- A.4.1. 構造と責任

役割、責任、権威は効果的な環境管理を助長するために明確化、文書化、対話化されなければならない。

管理において、環境管理システムの実践と管理に必要な素材の提供が必要とされる。素材には、人材、専門技能、技術、財源が含まれている。

組織の幹部は、特定の管理代表者を任命し、他の責任に関係なく、特定の役割、責務、権威を以下に対して、持たせるようにする。

- (a) 環境管理システムがこの国際規格に従って設立、実施、維持されることを確認する。
- (b) 再検討のため、そして環境管理システムの改善に関して、システムの働きを幹部へ報告する。

- A.4.2. 研修、認識、能力

組織は研修の必要性を考えなければならない。環境に大きな影響を与え得る全人員に適当な研修を受けさせるようにしなければならない。

各関係部署、関係レベルの従業員、人員に以下の点を認識させるために手順を設定、維持しなければならない。

- (a) 環境政策、環境手順、環境システムの要件に合致することが重要である。
- (b) 従業員の作業活動により実際に生じている、又は生じる可能性のある環境への大きな影響、そして改善された活動により生じる環境からの恵み。
- (c) 環境政策、環境手順、環境管理システムの要件に沿って達成する役割と責任。これには、緊急事態への構え、要件への対応が含まれている。
- (d) 特定の運営手順から起こる可能性のある結末。

環境へ大打撃を与え得る任務を遂行している人員は適切な教育、研修、体験を基に知識をもたなければならない。

- A.4.3. 対話

環境側面、環境管理システムを考慮して、組織は以下の点に対して手順を設定、維持しなければならない。

- (a) 組織内のあらゆるレベル、部署間における内部対話。
- (b) 外部の利害団体からの関連した対話を受け入れる、文書化する、応じる。

組織は大きな環境側面における外部対話に対して過程を考慮し、決定を記録しなければならない。

- A.4.4. 環境管理システムの文面

組織は、紙面、又はデータで情報を設定、維持しなければならない。

- (a) 管理システムの軸となる要素、対話の描写。
- (b) 関連文書の指導提供。

- A.4.5. 文書管理

組織は国際規格により要求された全文書を管理するための手順を以下の点を明確にしながら、設立し、維持しなければならない。

- (a) 所在
- (b) 定期的な見直し、必要であれば改訂、公的人員による適正の承認
- (c) 関連文書の現バージョンは、環境管理システムが効果的に機能するために必要となる運営がなされるあらゆる場所で入手可能である
- (d) 古くなった文書は問題にあがること、使用されることを即座に回避しなければならない。そうしなければ、意図しない使用を受ける可能性がある。
- (e) 古くなった文書が法的、もしくは知識を保存するという目的で、残される場合は適当だと認識される。

文書は読みやすく、日付（改訂日）が記載され、分かりやすく、秩序正しく維持され、特定期間保管されるものでなければならない。手順や責任はあらゆる種類の文書の作成、改訂に関して、設定、維持されなければならない。

- A.4.6. 運営管理

組織は、政策、目的、目標に沿って認識される大きな環境側面に関連した運営、活動を認識しなければならない。また、特定の条件のもと、以下の点によって実行されると確定することを確信するために維持管理を含む管理を計画しなければならない。

- (a) 運営管理の不在が環境政策、環境目的、環境目標からの脱線を導くといった状況を防ぐための文書化された手順を設定、維持する。
- (b) 手順における運営判断を明記する。
- (c) 組織が使用する製品やサービスの認識しやすい大きな環境側面に関する手続きを設定、維持し、供給者や契約者に関連手順や要件を伝達する。

- A.4.7. 緊急事態への準備と対応

組織は、事故や緊急事態の可能性を認識し、対応するために手順を設定、維持しなければならない。そういった事故や事態による環境へ悪影響を防御、軽減しなければならない。

組織は必要であれば、特に事故後、緊急事態の発生後、緊急対策の手順を再検討のうえ、改訂しなければならない。

- A.5. 確認と改善作業

- A.5.1. 監視と測定

組織は、環境に大打撃を与え得る運営、活動の主要な面に関して、監視、測定できるように手順を文書化し、普段から準備、維持していなければならない。これには活動、関連運営管理、組織の環境目的、環境目標への適応について追跡し、情報を記録する行為も含まれている。

監視設備は、測定され、維持されなければなりません。また、プロセスの記録も組織の手順に従って保持されなければなりません。

組織は、適切な環境関連の立法及び規則への従順を周期的に評価するための文書化された手続きを確立し維持するものとします。

- A.5.2. 不適合、修正、防御活動

組織は不適合を取り扱い、調査する責任と権利を明確にするための手順を設定、維持し、影響を最小限に抑える処置をとらなければならない。また、修正、防御活動全般の手順の設定、維持も必要とされる。

実際生じている、又は生じる可能性のある不適合の原因を消滅させるためにとられる修正、防御活動は、如何なる場合においても、問題のサイズに相当であること、直面する環境影響に釣り合ったものであることが望まれている。

組織は修正、防御活動の結果による、手順書の変更点を実践し、記録しなければならない。

- A.5.3. 記録

組織は環境上の記録を認識、維持、処理する手順を設定、維持しなければならない。これらの記録には研修の記録、監査、再検討の結果が含まれている。環境の記録は関連の活動、製品、サービスについて分かりやすく、認識しやすく、追跡できるものでなければならない。環境の記録は、損傷、劣化、紛失を回避しやすいように、又は修復しやすいように保管、保持されなければならない。保管期間は設定、記録されなければならない。

記録はシステムや組織に相当であれば、国際規格の要件に応じていると証明できるように保持されなければならない。

- A.5.4. 環境管理システム監査

組織は定期的な環境管理システム監査が以下の点のために実施されるように、計画や手順を設定、維持しなければならない。

(a) 環境管理は、(1)、(2)を確証する。

(1) この国際規格の要件を含む環境管理に対して計画された協定に適合しているかどうか、

(2) 的確に実施、保持されてきているかどうか、

(b) 管理監査の結果に関する情報を与える。

スケジュールを含む、組織の監査計画は関連活動、前回の監査結果が環境上重要であることをふまえないなければならない。理解しやすくするために、監査手順は監査範囲、監査頻度、監査方法、そして監査指揮、結果報告の責任と条件についても網羅されていなければならない。

- A.6. 管理の見直し

組織の管理幹部は、持続的適応性、的確性、効果を確認するために環境管理システムをある間隔で再検討しなければならない。管理の見直し過程では、こういった評価を管理者が行えるように必要な情報が収集されていることを確約していなければならない。この見直しについては、文書化されなければならない。

管理の見直しは、環境管理システム監査の結果、変化する状況、改善持続の確約に従って、環境管理システムの政策、目的、他の要素に対する変更の必要性を主張しなければならない。

国家規格団体のリスト

B. EMAS を実施する組織により提言された問題

1. 法の遵守

組織は下記について、立証しなければならない

- (a) あらゆる関連環境法の組織に対する意味を認識してきている、又は知っている。
- (b) 環境法に法律的に従って、提供を行っている
- (c) 進行中のこれらの要件に組織が従えるように、適切に手順が設置されている。

2. パフォーマンス

組織は管理システム、監査手順が付属資料 上の側面に照らし、組織の環境活動を実際推し進められるものであることを立証できなければならない。目的、目標に対する組織活動が管理再検過程の一部であることが認められなければならない。組織は自身が環境活動の改善に携わっていくことを約束しなければならない。そうすることによって、組織は活動の拠点を地区、地域、国内の環境プログラムに置くことができるようになる。

目的や目標の達成手段は環境目的でありえない。組織が 1 つ以上のサイトで妥協するのであれば、EMAS が適用される各サイトは第 2 条(b)の継続的環境パフォーマンスの改善を含む EMAS の要件に従わなければならない。

3. 外部との対話や関係

組織は、一般や当事者の関心を確認するために、組織の活動、製品、サービスの環境影響をめぐり、地域のコミュニティ及び顧客を含む、一般の人々や利害関係のある機関と公開討論会を行わなければならない。

4. 従業員の関わり

付属資料 の A の要件に加えて、従業員は組織の環境パフォーマンスの継続的改善を求めるプロセスに関わらなければならない。提案帳システムやプロジェクト単位のグループ作業、環境委員会のような適当な参加形式は、こういった目的のために利用されるべきである。組織はこの分野での最適な行動に関する委員会ガイダンスに注目しなければならない。要求があれば、従業員もまた、参加しなければならない。

- (1) この付属資料で複写された国家規格の文書の使用は CEN の許可をとっている。国家規格の全文書はこの付属資料の国家規格団体のリストより追跡することができる。

付属資料 内部環境監査に関する要件

2.1. 一般要件

内部監査は、組織が実行する活動が制定された手続きに従って行われていることを保証するものである。監査は、そうした制定手続きに伴う問題又はそれらの手続きを改善するための期間を確認することも可能である。組織内で実行される監査の範囲は、単純な手続きの監査から、複雑な活動の監査にいたるまで多岐にわたる可能性がある。期間中は、特定の組織の活動はすべて、監査の対象となる。すべての活動の監査を完了するために必要な期間は、監査サイクルとして知られている。小規模の複雑でない組織では、一度に全活動を監査することもできる。こうした組織の場合、監査サイクルはこうした監査から次の監査までの期間をいう。内部監査は、監査対象の活動で十分に独立した者が実行し、公正なレビューを確保しなければならない。内部監査は、組織の従業員又は外部の団体（他の組織から派遣された従業員、同じ組織又はコンサルタントのほかの部門から派遣された者）が行ってもよい。

2.2. 目的

組織の環境監査プログラムは各館さの目的又は各活動の監査頻度を含む監査サイクルを書面で定義する。その目的には、特に、監査制度を適宜評価すること、ならびに組織の方針及びプログラムとの適合性を判定することを含まなければならない。また組織の方針及びプログラムは、関連する環境規制要件の順守を盛り込んでいなければならない。

2.3. 範囲

個々の監査の範囲又は適切な場合には監査サイクルの各段階のすべての範囲は、明確に定義されるものとし、以下を明示し、定めなければならない。

- 1．対象となる目的地域
- 2．監査対象活動
- 3．考慮すべき環境規格
- 4．監査対象期間

環境監査には、パフォーマンスを評価するのに必要な事実に基づくデータの評価も含む。

2.4. 組織及び資源

環境監査は、環境対象の部門及び分野に適切な知識を有する個人又は個人からなる集団が行わなければならない。適切な知識とは、関連する環境管理、環境技術、環境規制の問題に関する知識及び経験とともに、所定の目的を達成するために必要な十分な監査研究と熟達した特定の監査技術を含むものである。監査に割り当てられる資源及び時間は、監査の範囲及び目的に相応のものでなければならない。

組織の最高管理者は、この監査を支援しなくてはならない。

監査人は、客観的で構成な判断ができるように、活動から十分に独立してはならない。

2.5. 監査の計画及び準備

各監査は、特に以下の目的に合わせて計画し準備する。

- 適切な資源を割り当てるようにする。
- 監査プロセスに参画する各個人（監査人、管理者、スタッフ）が独自の役割及び責任を理解するようにする。

準備には、組織の活動とそこで制定された環境管理制度の習熟とともに、以前の監査の結果及び結論のレビューを含む。

2.6. 監査活動

監査活動は、職員との議論、作業条件及び設備の調査のほかに、記録、書面化された手続き、及びその他の文書のレビューを含む。またその目的は、監査対象活動の環境パフォーマンスを評価しそれが該当する規格、規則、又は設定された目的及び目標に適合しているかを判定し、かつ、環境責任を適宜管理する当該制度が効果的で適切かどうかを判定することにある。

以下のステップは、特に監査プロセスに含まれる。

- (a) 管理制度を理解するステップ
- (b) 管理制度の長所、短所を評価するステップ
- (c) 関連する証拠を収集するステップ
- (d) 監査結果を評価するステップ
- (e) 監査の結論を作成するステップ
- (f) 監査結果及び結論を報告するステップ

2.7 監査結果及び結論の報告

1．適切な書式及び内容をもつ書面化された監査報告は、監査人が作成し、それぞれの監査及び監査サイクルの終了時に監査の結果及び結論を完全かつ正式に提出するよう確保する。

監査の結果及び結論は、組織の最高管理者に正式に通達しなければならない。

2．監査報告書の基本的な目的は、以下の通りである。

- (a) 監査の範囲を文書化する。
- (b) 組織の環境政策との適合の現状と組織における環境面の進捗に関する情報を管理者に提供する。
- (c) 組織が環境に与える影響を監視するための措置の効果及び信頼性に関する情報を管理者に提供する。
- (d) 適切な場合には是正措置をとる必要があることを明らかにする。

2.8. 監査の追跡調査

監査プロセスは、適切な是正措置に関する計画の準備及び実施で終了する。

適切なメカニズムで、適宜かつ有効期間に、監査結果が追跡調査されることを保証しなければならない。

2.9. 監査頻度

活動が監査される頻度は、次の条件によって異なる。

- (a) 活動の性質、規模、複雑さ
- (b) 関連する環境影響の重大性

(c) 以前の監査で指摘された問題の重要性及び緊急性

(d) 環境問題のこれまでの経緯

活動の環境有害性と複雑さというリスクが大きければ、それだけ監査を頻繁に行う。組織は、欧州委員会手引きを考慮して、事故の監査プログラム及び監査頻度をさだめなければならない。

付属資料 環境声明

3.1. 序文

環境声明の目的は、組織が環境に与える影響とその環境パフォーマンスについて情報を一般、利害団体へ提供することにある。これは、付属資料 の B3 の結果として確認され、かつ、組織が重要であるとみなした(付属資料 の 4d)当事者の要件に対処するための手段でもある。組織は一回目の報告で 3.2. に詳述された情報を提供する必要はないが、これ以外の手段でこの情報を入手することができない者に、ハードコピーの形態で明瞭かつ矛盾のない方法で提供できるようにすることが重要である。

委員会は第 14 条(2)の手続きに従って環境声明に関するガイダンスを採択しなければならない。

3.2. 環境声明

組織は、初回登録時に、環境声明書として 3.5.を解説し、環境認証人により有効であると評価されるように、環境情報を提供しなければならない。この情報は認証が有効になった時点で管轄機関へ提出し、その後、一般に公開されるようにしなければならない。環境声明は環境パフォーマンスに関する一般ほか、利害団体との対話のための手段である。組織は環境声明を作成する場合には、一般ほか、利害団体の情報の必要性を考慮しなければならない。この情報の最低条件は以下のとおりである。

- (a) EMAS に登録されている組織について、明確で具体的な描写、組織の活動、製品、そしてサービスについて、適当であれば、親組織との関係についてのまとめ
- (b) 環境政策、そして組織の環境管理システムに関する要約
- (c) 組織において深刻な環境打撃を招く直接的、非直接的な環境側面の全てに関する記述、またこれらの側面(付属資料)に関する影響の性質についての説明
- (d) 重大な環境側面や環境への影響に関連する環境目的、環境目標についての記述
- (e) 深刻な環境影響を考慮した環境目的や環境目標に対する組織活動について入手可能なデータのまとめ。このまとめには、汚染の排出、廃棄物の発生、原材料、エネルギー、水の消費、騒音などの他、付属資料 で指摘されている側面に関するデータが含まれている。データは組織の環境活動の展開を評価するために年毎に比較できるようにしなければならない。
- (f) 深刻な環境への影響を考慮して、法的な要件に対する活動を含んだ、環境パフォーマンスに関する他の要素
- (g) 環境認証人の氏名、認定人数、発効日

3.3. 報告される環境パフォーマンスの基準

環境管理システムによる生のデータは組織の環境パフォーマンスを分析するために様々な方法で利用できる。こういったもう適のために組織は既存の関連環境パフォーマンス指標を利用することができる。

選択された指標は以下の点について確認する必要がある。

- (a) 組織パフォーマンスに関して正確な評価ができる。
- (b) わかりやすく、具体的である。
- (c) 組織の環境パフォーマンスの発展を年単位で比較評価できる。
- (d) 適当であれば、部署、国家、地域での基準と比較することができる。
- (e) 適当であれば、規則の要件と比較することができる。

3.4. 情報の一般利用の維持

組織は 3.2.に詳述されている情報を毎年更新し、変更があれば、毎年その有効性について環境認証人の評価を受けなければならない。更新頻度が多くなることを回避するためには第 14 条(2)の手順にしたがって採択された委員会ガイダンスの条件を実践すればよい。また、変更は発効されれば、管轄機関へ提出し、一般に利用できるようにしなければならない。

3.5. 情報の公表

組織は環境管理制度により得られる情報をユーザーもしくは、利害団体に発するとともに、環境声明の中の特定の情報に限って使用することを望むかもしれない。組織によって好評される環境情報は、EMAS のロゴを表示することができる。ただし、それは環境認証人が次のように有効であると評価した場合に限る。

- (a) 正確で偽りが無い。
- (b) 実体化されていて、検証が可能である。
- (c) 関連があり、適切な文脈内で、又は状況で使用されている。
- (d) 組織の環境パフォーマンス全般を代表している。
- (e) 誤解を招くおそれがない。
- (f) 環境への影響全般に関連していて重要な意味を持っている。また、引き出された組織の最新の環境声明に言及している。

3.6. 一般の利用の可能性

組織の環境声明を形成している 3.2.の(a)から(g)にある情報、そして 3.4.に詳述されている最新情報は、一般に、また利害団体に利用できるようにしなければならない。環境声明は一般にアクセス可能にしなければならない。このために、組織はあらゆる限り可能な手段（電子上で発行された資料、図書館など）を利用が望まれる。組織の環境パフォーマンスに興味を持てば、誰でも、3.2.の(a)から(g)や 3.4.で要求されている情報を簡単に、また自由に利用できることを、組織は、環境認証人に表明できなければならない。

3.7 現地での説明責任

EMAS の登録組織は多くの地域を受け持つ一組織の環境声明を作成したいと思うかもしれない。EMAS の目的は、現地説明責任を確実にすることであり、このために組織は、各サイトの与える深刻な環境への影響が明確に識別され、企業の声明で報告されるように保証しなければならない。

付属資料 ロゴ

どちらのバージョンのロゴも組織の登録番号の表示をどんな場合にも義務付けている。

ロゴは以下のように利用されなければならない。

- 3色で（パントーン 355 番 グリーン、パントーン 109 番 黄色、パントーン 286 番 青）
- 白地に黒で
- 黒地に白で

付属資料 環境認証人の認定、監督、及び機能

5.1. 概則

環境認証人の認定は、以下の資格に関する一般原則を基本とする。認証機関は、個人、組織、又はその両方より選択し、環境認証人として認定することができる。環境認証人を認定するための手続き上の条件及び詳細な判定基準はこれら原則に基づき国の公認制度により、この規則の第 4 条に従って定義される。これは第 4 条で制定される同等のレビュープロセスによって保証される。

5.2. 環境認証人の認定に関する条件

5.2.1. 以下の資格は環境認証人、個人、又は組織が備えなければならない最低限の条件である。

- (a) この規則の利用に際して、当規則、環境管理システムの一般的な機能、第 4 条、第 14 条(2)の下、欧州委員会が発行した関連規格やガイダンスに関する知識や理解
- (b) 認証活動に関連した法律、規則、行政の知識や理解
- (c) 適切な開発のための環境側面を含んだ、環境問題の知識や理解
- (d) 環境問題に関連した技術面、認定作業に関わる知識や理解
- (e) 管理システムの適正を判定するための認証活動の一般的機能の理解
- (f) 環境監査の要件や方法に関する知識や理解
- (g) 情報監査に関する知識（環境声明）

認証人に関して、知識や関連経験、前述分野における技術的能力に関する適当な証拠が、認証人候補者が登録している認定機関に与えられなければならない。

さらに環境認証人は、自身の活動において、公正かつ客観的であるために、特に組織の監査人やコンサルタントから独立した人でなければならない。

個人の環境認証人、もしくは認定機関は、自身や、組織、スタッフが、判断に影響を受けたり、活動に関係して判断の独自性、信用が脅かされ得る、商業的、財政的、もしくはその他の抑圧を受けないようにすること、また、これに関して適用される規則に従っていることを確定しなければならない。

環境認証人はこの規則の認定要件に関して品質管理の仕組みや機密規定を含む方法や手続きを文書化してきていなければならない。

環境認証人が組織である場合、環境認証人は組織内の構造や責任を示した組織図、法的状況、経営、資金源に関する文書を要望に応じて利用してもらえるようにしていなければならない。

5.2.2. 認定範囲

環境認証人の認定範囲は、理事会規則（EEC）No761/93（OJ L 83, 3.4.1993）によって制定される経済活動の分類（NACE コード）にしたがって定義されるものとする。認証人の認定範囲は、その人の能力により制限されている。認定の範囲は活動の規模、又は複雑さも考慮したものでなければならず、適当であれば、監視を通して確定される。

5.2.3. 独自の検証を行う個々の環境認証人の認定に関するその他の要件

独自の検証を行う個々の環境認証人は 5.2.1.と 5.2.2.の要件を順守する以外に、以下についても有する

- それぞれの認定分野で検証を行うために必要な資格のすべて
- 個々の資格に応じて限定的な認定範囲

この要件の順守は、認定前に、認証機関による監督的役割によって保証される。

5.3. 環境認証人の監督

5.3.1. 環境認証人を認定した認定機関による公認環境認証人の監督

環境認証人は、認定又はその範囲に関係するすべての変更を認定機関へ直ちに知らせなければならない。規定は、24 ヶ月以内の定期的な間隔で作成し、環境認証人が継続的に公認要件を順守し、かつ行われる検証の質を監視することを保証するものでなければならない。監督は、事務所監査、組織内の証言、アンケート、環境認証人により有効とされた環境声明のレビュー、そして認定報告書のレビューにより構成されている。

監督は、環境認証人の行う活動と釣り合いがとれていなければならない。

認定を抹消、停止するために、又は認定範囲を縮小するために、認定機関がとる決定は、環境認証人が審問の可能性を有していた場合にのみ、実行される。

5.3.2. 一般に認定を行っている他の機関でなく、認定が実行される加盟国の認定機関による環境認証人の監督

ある加盟国で認定された認証人は、別の加盟国で検証活動を実行するのに先立ち、少なくとも 4 週間前に別の加盟国の認証機関に、以下に限り、通知を行う。

- 適切であれば、認証人の認定の詳細と資格とチーム構成
- 認定が行われる場所と日時、組織の住所と連絡先の詳細、必要に応じて、法的言語的知識に対応する手段

この通知は新規の認証ごとに事前に通達されなければならない。

認定機関は、認証人が公認された加盟国とは別の加盟国で認定サービスを提供する権利を損なうような他条件を義務付けてはならない。特に、通達のための費用を課してはならない。認定機関は環境認証人の到着より遅れて、地位置手続きをとってはならない。通達日に認証人を監督することが困難なことは、やむをえないものとする。監督するにあたって、費用が生じた場合は、認定機関が適当な料金を請求することが許可されている。

監督している認定機関が環境認証人の作業の質に満足しない場合には、問題の認証人、認証人を認定した認定機関、検証対象組織が所在する管轄機関、さらに議論が求められる場合には、認定機関のフォ

ーラムにまで、監督報告書を送付しなければならない。

組織は、認証プロセスの間に証言された判定を通して、環境認証人を監督する認定機関の権利を拒否することができない。

5.4. 環境認証人の機能

5.4.1. 環境認証人の機能は、規制要件に関して加盟国の強制力に左右されず、以下のことを調査することにある。

(a) この規則にある条件全て、すなわち、適当であれば、初回の環境レビュー、環境管理システム、環境監査、その結果、そして環境声明の順守

(b) 以下の情報やデータの信用性、正確性

- 環境声明（付属資料 、3.2.及び3.3.）

- 有効な環境情報（付属資料 、3.4.）

環境認証人は、特に、専門家としての態度で、初回の環境レビューの技術の有効性、適切であれば、組織によって実行される監査又はそれ以外の手続きをそれらの手続きが無意味に重複しないように、調査する。とりわけ環境認証人は内部監査の結果が信用できるかどうか確認するために、抜き打ち調査を利用すればよい。

5.4.2. 初回認定時に、特に環境認証人は、以下の要件を組織が満たしているかを検査する。

(a) 付属資料 にしたがって環境管理制度が十分に運用されていること。

(b) 十分に計画された監査計画が付属資料 にしたがって、すでに開始されていること。そうすれば、少なくとも最大の環境現象の起こる地域を守ることができる。

(c) 管理レビューが一回完了していること。

(d) 付属資料 の3.2.にしたがって環境声明が用意されていること。

5.4.3. 法律の順守

環境認証人は、組織が関連する域内又は国の法律に従って運営面を適宜管理する手続きを有し、かつ、これらの手続きが順守を促せることを証明しなければならない。監査の検査は、特に、この手続きが法律の順守を適宜促すことの証明となる。

認証人は、認定プロセス中に、例えば、抜き打ち調査をして、組織が明らかに法律を順守していないという環境声明書を有効と認めてはならない。

5.4.4. 組織の定義

環境管理システムを認定し、環境声明を有効にする場合は、環境認証人は組織の構成が明確に定義され、活動の実際の区分に合致していることを確定していなければならない。声明の内容は明確に EMAS が適用される組織の異なる部署を保護するものでなければならない。

5.5. 自己の活動を行う認証人に関する条件

5.5.1. 環境認証人は組織との書面による合意に基づいて、認定範囲内で行動しなければならない。この書面は、作業の範囲を定義し、認証人に独立して専門的に活動することを許し、組織が必要な協力

の提供を約束させている。

5.5.2. 認定は、文書の審査、特に職員との面接を含む組織への訪問、組織の管理者に対する報告の準備、その報告が掲げる問題に対する組織の解決法を含む。

5.5.3. この訪問に先立って審査される文書には、組織及び現地での活動に関する基本情報、環境政策、及びプログラム、組織で運用中の環境管理制度の記述、実行されている環境レビュー又は監査、そのレビューや監査に関して後でこうじられた是正措置に関する報告、草案段階の環境声明が含まれている。

5.5.4. 認証人は組織の管理者に向けて報告書を作成しなければならない。この報告では、以下のことを明記する。

- (a) 環境認証人によって実行される作業に関するすべての問題
- (b) 環境管理制度を実施しようとする組織の出発点
- (c) 一般に規則の要件を順守しない場合、
 - 環境レビュー又は監査方法、環境管理システム、又は他の関連プロセスにおける技術的欠陥
 - 草案段階の環境声明と一致しない点、及び環境声明に記載されるべき修正、又は追加の詳細
- (d) 以前の声明と組織のパフォーマンス評価との比較

5.6. 認定頻度

組織との協議のうえ、環境認証人は EMAS 登録に必要な要素全てが 36 ヶ月以内に認定されることを保証するための計画を作成しなければならない。加えて、環境声明に更新された情報があれば、12 ヶ月以内に認証人はその有効性を評価しなければならない。第 14 条(2)の手続きに従って採択された委員会のガイダンスの条件により、頻繁な更新を回避することができる。

(1) OJ L 293, 24.10.1999, p. 1. Regulation as amended by Regulation (EEC) No 761/93(OJL 83, 3.4.1992, p.1).

付属資料 環境側面

6.1. 総則

組織は環境目的や環境目標の設定に基づき、活動、製品、サービスのあらゆる環境側面を考え、欧州議会を考慮した判定基準に基づいて、どの環境側面が深刻な影響を招くかを決定しなければならない。組織は活動、製品、サービスの直接的また、間接的な側面の両方を考えなければならない。

6.2. 直接的環境側面

これは組織が管理規制する組織の活動を対象とし、以下を含むことが出来るが、以下の点に限っていない。

- (a) 大気への排出
- (b) 水中への放出
- (c) 固体、他の廃棄物、特に危険物質の処理回避、リサイクル、再利用、運送、廃棄
- (d) 土地利用、土壌汚染
- (e) 天然資源及び原材料（エネルギーを含む）の使用
- (f) 地域問題（騒音、振動、悪臭、ごみ、景観など）
- (g) 輸送問題（商品、サービス、従業員）
- (h) 事件、事故、可能性ある緊急事態の結果として起こる又は、起こり得る自然災害や環境影響に関するリスク
- (i) 生態系の変化による影響

6.3. 間接的環境側面

組織の活動、製品及びサービスが招く結果として、十分に管理統制できない深刻な環境影響が存在し得る。

こういったことは以下のような点を含む。ただし、以下の点に限らない。

- (a) 製品関連問題（設計、開発、包装、輸送、仕様及び廃棄、回収/処分）
- (b) 設備投資、信用供与、保健サービス
- (c) 新規市場
- (d) サービスの選択及び構成（例：輸送又はケータリング業務）
- (e) 経営上の又は計画的決定
- (f) 製品レンジ構成
- (g) 環境パフォーマンス、契約者、下請け会社、供給者の実践、

組織は、調達手続きに伴う重大な環境側面が認識されていること、またこれらの側面に伴った重大な影響が管理システムの中で取り扱われていることが証明されなければならない。

組織は供給者と組織の代理者が、契約に向けて行われる活動の範囲内で、組織の環境政策を順守していると証明できるようにしなければならない。

こういった間接的な環境側面がある場合、組織はこれらの側面によってどのくらいの影響が起こり得るか、影響の軽減のためにはどのような処置を講じることができるのかを考慮しなければならない。

6.4. 重要性

活動、製品、サービスの環境側面の重要性を評価する基準を定義すること、また、どれが深刻な環境影響を招くのかを確定することが組織の責任である。組織により開発された判定基準は、包括的で、独立した検査が可能で、再現可能で、一般に出来るものであることが望ましい。

組織の環境側面の重要性を判断する基準を設立する場合に考慮されるべきことは以下の点を含む、ただし、以下の点のみに限らない

- (a) 環境影響を与える可能性のある組織の活動、製品、サービスを認識するために必要な環境状態に関する情報
- (b) リスクという点からみて、材料、エネルギー供給、エネルギー排出、廃棄物、廃棄に関する現存する組織のデータ

- (c) 利害団体の見解
- (d) 規制される組織の環境活動
- (e) 調達活動
- (f) 組織製品の創作、開発、製造、配布、サービス、利用、再利用、リサイクル、そして廃棄
- (g) 最大の環境費用、最大の環境利点を持った組織の関連活動

組織活動の環境影響の重要性を判定する場合、組織は普段の運営状況のみを考えるだけでなく、開始段階、終了段階での状態、予測可能な緊急事態に関しても考える必要がある。過去、現在、計画されている活動についても考慮しなければならない。

付属資料 環境レビュー

7.1. 総則

付属資料 にしたがって重大な環境側面を認知、判定する際に必要な情報を供給できていない組織はレビューという手段によって現在の地位を確定しなければならない。この目的のためには環境管理制度を制定するための基礎として組織すべての側面を考慮することが望ましい。

7.2. 要件

レビューは、以下の5つの主要な領域を対象としている

- (a) 企業が認知する法的、規則的、又はその他の要件
- (b) 付属資料 に従った重大な環境影響をもたらす環境側面全ての認識、適当であれば、質、数量を測定し、重要なものとして認識されたものを登録していく
- (c) 付属資料 の 6.4.に従って、環境影響の重要性を判定する基準の記述
- (d) 既存の全ての環境管理例と手続きの検査
- (e) 以前の事例の調査から得られるフィードバックの評価

付属資料 登録情報

最低条件
 組織名
 組織の所在地
 契約者
 活動の NACE コード
 従業員数
 環境認証人の氏名
 認定番号
 認定範囲
 次回の環境声明の日付

有能な強制機関、管轄機関の名前と契約の詳細
2000年 月 日に にて登録
組織代表者の署名